

# 離職する従業員の再就職を援助するために ～「再就職援助計画」のご案内～

事業主は、相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等を行おうとするときは、「再就職援助計画」を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければなりません  
(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第24条)

## 再就職援助計画を作成しなければならない場合

事業主は、経済的事情により、常時雇用する労働者について**1つの事業所で1か月に30人以上の離職者を生じさせる事業規模の縮小等（事業活動の縮小、事業の転換又は廃止を含みます。）**を行おうとする場合、最初の離職者が生じる日の1か月前までに再就職援助計画を作成する必要があります。

また、離職者が1か月に30人未満の場合にも、任意で再就職援助計画を作成することができます。

## 再就職援助計画の内容

再就職援助計画とは、離職する従業員の再就職活動に対して、事業主が行うべき援助が、有効かつ計画的なものとなるよう、事業主自身に作成していただくものです。

具体的には、①事業の現状、②再就職援助計画作成に至る経緯、③計画対象労働者の氏名、④再就職援助のための措置、⑤労働組合等の意見等を記載することが必要です（詳細は3、4ページをご覧ください。）。

## 労働組合等の意見聴取

再就職援助計画の作成に当たっては、労働組合等の意見を聴くことが必要です。

## 公共職業安定所長の認定の申請

再就職援助計画を作成した事業主は、遅滞なく、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出して、その認定を受けなければなりません。

# 再就職援助計画の提出に必要な資料

最初の離職者の生じる日の1か月前までに、次の書類を遅滞なく事業所の所在地を管轄する八  
 〇ーワークに提出してください。

		提出書類	参照ページ
<input type="checkbox"/>	1	再就職援助計画（様式第1号）	P 3 : 記載例 P 4 : 留意事項
<input type="checkbox"/>	2	事業規模の縮小等に関する資料（様式第1号 別紙1-1）  （注）提出する再就職援助計画が次の①、②のいずれかに該当する場合は、別紙1-1（事業規模の縮小等に関する資料）の提出を、該当する計画の写しの提出に代えることができます。  ① 産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画に従って実施する事業再編又は認定特別事業再編計画に従って実施する特別事業再編に伴う離職に係るものである場合  ② 農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画に従って実施する事業再編に伴う離職に係るものである場合	P 5 : 記載例 P 6 : 留意事項
<input type="checkbox"/>	3	早期再就職支援等助成金の特例対象者に該当することの確認書 （様式第1号 別紙1-2） （注1）別紙1-2項目1～3のいずれかに該当する場合は「特例対象者」となります。 （注2）該当する要件ごとに、確認書類の添付が必要です。 記載例のページの【確認書類】欄の書類をご提出ください。	P 7 : 記載例 P 8 : 留意事項
<input type="checkbox"/>	4	計画対象労働者に関する一覧（別紙2）	P 9 : 記載例・留意事項

再就職援助計画の様式はこちらからダウンロードできます。



- ・再就職援助計画の内容 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106113.html>)
- ・再就職援助計画の様式 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106509.html>)

再就職支援を行う事業主への支援策についてもご案内しています

再就職支援を行う事業主への支援策		参照ページ
1	早期再就職支援等助成金（再就職支援コース） 再就職援助計画の対象となった従業員に対する再就職支援を行う事業主に対する助成	P 11
2	早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース） 再就職援助計画の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れ、継続して雇用することが確実である事業主に対する助成	P 12
3	出向・移籍のマッチング支援（公益財団法人産業雇用安定センター） 事業主に対する出向・移籍に関する相談・マッチングなどの支援及び雇用調整の対象となった従業員の方へのキャリアコンサルティングやアドバイスなどの支援	P 13